

大口町告示第21号

大口町行政経営会議設置要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和7年3月28日

大口町長 鈴木雅博

大口町行政経営会議設置要綱の一部を改正する要綱

大口町行政経営会議設置要綱（平成18年大口町告示第72号）の一部を次のように改正する。

第7条中「総務部政策推進課」を「総務部企画政策課」に改める。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

大口町行政経営会議設置要綱の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(庶務)</p> <p>第7条 経営会議の庶務は、<u>総務部企画政策課</u>において処理する。</p>	<p>(庶務)</p> <p>第7条 経営会議の庶務は、<u>総務部政策推進課</u>において処理する。</p>